

1. 天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議について

1-1. 天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議 設置要領

天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に関する検討を行うため、北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部が天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部に、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議(以下「会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第3条 会議は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に向けた、川づくり、目標設定、モニタリング等に係る事項
- (2) サンプルダム建設におけるサクラマスの遡上・降下対策及びモニタリングに係る事項

(組織)

第4条 会議は、学識経験を有する者等のうちから部長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 会議に、座長と副座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選出し、会議の事務を総括する。
- 5 座長は、あらかじめ委員の中から副座長を指名する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長不在の時は、その職務を代行する。

(議事等)

第5条 会議は、座長が召集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第6条 事務局は北海道開発局旭川開発建設部治水課及び留萌開発建設部治水課に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。